



# 島根県報

令和4年3月4日(金)

第 291 号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

島根県立石見高等看護学院学則の一部を改正する規則	(医 療 政 策 課)	2
児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則	(青 少 年 家 庭 課)	5
島根県農林水産業協同組合等検査規則の一部を改正する規則	(農 林 水 産 総 務 課)	6
島根県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則	(水 産 課)	6
島根県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則	(都 市 計 画 課)	6

### 【告 示】

保安林予定森林	(森 林 整 備 課)	14
知事管理漁獲可能量の変更	(水 産 課)	15
指定漁船調書の縦覧	( " )	16
島根県飲食店等時短要請協力金の申請受付及び支払に関連した事務の委託	(商 工 政 策 課)	17
島根県個別労働関係紛争のあっせん等に関する要綱の一部改正	(雇 用 政 策 課)	17
公有水面埋立ての免許	(港 湾 空 港 課)	18

### 【訓 令】

島根県会計事務決裁規程の一部改正	(審 査 指 導 課)	22
------------------	-------------	----

### 【公 告】

公共測量の終了	(技 術 管 理 課)	23
---------	-------------	----

### 【特定調達公告】

島根県立中央病院の電力調達に係る一般競争入札の落札者等	(病 院 局)	23
松江工業高等学校バーチャル溶接機の購入に係る一般競争入札の落札者等	(教 育 施 設 課)	23

### 【教育長訓令】

島根県教育委員会職員被服等貸与規程の一部改正	(学 校 企 画 課)	24
------------------------	-------------	----

**公布された条例等のあらまし**

## ◇島根県立石見高等看護学院学則の一部を改正する規則（規則第22号）

## 1 規則の概要

- (1) 授業科目等を改めることとした。（第14条・別表関係）
- (2) その他規定の整備

## 2 施行期日

令和4年4月1日から施行することとした。

## ◇児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（規則第23号）

## 1 規則の概要

- (1) 地方税法の改正に伴う規定の整理（別表第1・別表第3関係）
- (2) 行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第3号関係）

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## ◇島根県農林水産業協同組合等検査規則の一部を改正する規則（規則第24号）

## 1 規則の概要

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律及び個人情報の保護に関する法律施行令等の一部を改正する等の政令の施行に伴う引用する条項の整理（第1条・様式第2号関係）

## 2 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

## ◇島根県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則（規則第25号）

## 1 規則の概要

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う様式の整理（別記様式第1号—別記様式第4号関係）

## 2 施行期日

令和4年4月1日から施行することとした。

## ◇島根県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（規則第26号）

## 1 規則の概要

行政手続における押印等の見直し等に係る規定及び様式の整備（第2条—第13条・様式第1号—様式第11号関係）

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

**規****則**

島根県立石見高等看護学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月4日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県立石見高等看護学院学則の一部を改正する規則

島根県立石見高等看護学院学則（昭和53年島根県規則第84号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1条」の次に「・第1条の2」を加える。

第1条中「島根県立石見高等看護学院（以下「学院」という。）」を「本学院」に改める。

第1章中第1条の次に次の1条を加える。

（名称及び位置）

**第1条の2** 本学院の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 島根県立石見高等看護学院
- (2) 位置 益田市昭和町20番地15号

第2条第1項中「学院」を「島根県立石見高等看護学院（以下「学院」という。）」に改める。

第14条第1項中「授業科目、単位数及び授業時間数」を「区分、教育内容、授業科目及び単位数」に改め、同条第2項第2号中「実習」の次に「（臨地実習を含む。）」を加え、同項第3号を削る。

別表を次のように改める。

別表（第14条関係）

区分	教育内容	授 業 科 目	単位数
基	科学的思考の基盤	自然科学	1
		日本語表現法	1
		情報科学Ⅰ（情報処理の基礎）	1
		情報科学Ⅱ（看護情報学）	1
礎 分 野	人間と生活・社会の理解	文化人類学入門	1
		心理学	1
		コミュニケーション論Ⅰ（人間関係基礎論と技法）	1
		コミュニケーション論Ⅱ（意思疎通支援技法）	1
		看護英語	1
		生命倫理学	1
		現代社会論	1
		体育	1
		運動生理学	1
		芸術（音楽／美術）	1
小 計			14
専 門 基 礎	人体の構造と機能	解剖生理学Ⅰ（解剖学）	2
		解剖生理学Ⅱ（生理学）	2
	疾病の成り立ちと回復の促進	病態生理学	1
		臨床病態論Ⅰ（呼吸、循環）	1
		臨床病態論Ⅱ（消化、内分泌代謝、歯口腔）	1
		臨床病態論Ⅲ（血液造血、膠原病、皮膚・アレルギー、腎泌尿）	1
		臨床病態論Ⅳ（脳神経、骨関節、眼、耳鼻咽喉）	1
		病態症候論演習	1
		生化学	1
		臨床栄養学	1
		基礎薬理学	1
		臨床薬理学演習	1

分野		微生物学	1
		臨床検査	1
	健康支援と社会保障制度	リハビリテーション論	1
		医療概論	1
		公衆衛生	1
		社会保障・社会福祉Ⅰ（社会保障の概要と社会保険）	1
		社会保障・社会福祉Ⅱ（公的扶助と社会福祉）	1
		看護関係法規	1
小 計			22
専門	基礎看護学	看護学概論Ⅰ（看護の概念）	1
		看護学概論Ⅱ（看護の理論）	1
	看護の基本となる技術	看護の基本技術Ⅰ（安全・安楽）	1
		看護の基本技術Ⅱ（看護過程／記録・報告）	1
		看護の基本技術Ⅲ（フィジカルアセスメント）	1
	日常生活援助に関する技術	日常生活を援助する技術Ⅰ（環境／移動・活動・休息）	1
		日常生活を援助する技術Ⅱ（清潔・衣生活）	1
		日常生活を援助する技術Ⅲ（食事／排泄）	1
	臨床看護学	診療を補助する技術（与薬／検査／包帯）	1
		臨床看護総論（経過別看護と主要症状別看護・治療検査処置別看護）	1
		臨床判断演習Ⅰ	1
		臨床判断演習Ⅱ	1
		臨床判断演習Ⅲ	1
	地域在宅看護論	地域・在宅看護概論Ⅰ（地域を知ろう）	1
		地域・在宅看護概論Ⅱ（地域・在宅看護へようこそ）	1
		地域包括ケア論	1
		地域・在宅看護援助論Ⅰ（地域・在宅看護と法制度）	1
		地域・在宅看護援助論Ⅱ（地域での暮らしを支えるナースングプロセス）	1
		地域・在宅看護援助論Ⅲ（在宅での医療管理と看護）	1
	成人看護学	成人看護学概論・保健	1
		成人看護援助論Ⅰ（疾患と共に暮らす患者への看護Ⅰ）	1
		成人看護援助論Ⅱ（疾患と共に暮らす患者への看護Ⅱ）	1
		成人看護援助論Ⅲ（回復過程を経て社会復帰を目指す患者への看護）	1
		成人看護援助論Ⅳ（健康の危機的状態にある患者への看護）	1
		成人看護援助論Ⅴ（緩和ケアを必要とする人の看護）	1
	老年看護学	老年看護学概論（高齢者の看護・入門編）	1
		老年看護援助論（高齢者の生活を支える看護技術）	1
老年病態論（疾患を持つ高齢者の看護）		1	
老年臨床看護論（高齢者の看護・実践編）		1	
小児看護学	小児看護学概論	1	
	小児看護援助論Ⅰ（子どもの健康生活への援助）	1	
	小児疾患論	1	
	小児看護援助論Ⅱ（健康障害を持つ子どもの看護）	1	

分	母性看護	母性看護学概論	1	
		母性看護援助論Ⅰ（周産期における健康問題と治療）	1	
		母性看護援助論Ⅱ（周産期における看護）	1	
		母性看護援助技術	1	
	精神看護	精神看護学概論	1	
		コミュニケーション論Ⅲ（精神看護と治療的コミュニケーション）	1	
		精神疾患論	1	
		精神看護援助論（精神疾患をもつ人の看護）	1	
	看護の実践	看護におけるマネジメント	1	
		災害看護と国際看護	1	
		看護の統合と実践演習（臨床判断実践／専門職連携）	1	
		看護研究	1	
	小 計			45
野	臨	基礎看護学	基礎看護学実習Ⅰ（患者と療養環境の理解）	1
			基礎看護学実習Ⅱ（看護過程の展開）	2
	地域・在宅看護論	地域・在宅看護論	地域・在宅看護論実習Ⅰ（地域を知る実習）	1
			地域・在宅看護論実習Ⅱ（地域での暮らしを支える実習）	2
	地	成人看護学	成人看護学実習（暮らしの中で健康を支える実習）	2
		老年看護学	老年看護学実習（高齢者の暮らしを知る実習）	2
	実	小児看護学	小児看護学実習	2
		母性看護学	母性看護学実習	2
		精神看護学	精神看護学実習	2
		看護の統合と実践	看護の統合と実践実習	2
		習	健康状態別看護	健康状態別看護実習Ⅰ（急性期にある対象者の看護）
	健康状態別看護実習Ⅱ（慢性期・回復期にある対象者の看護）			2
	健康状態別看護実習Ⅲ（緩和ケアを必要とする対象者の看護）			2
小 計			24	
総 計			105	

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日において現に在学している者に係る授業科目及び授業時間数については、なお従前の例による。ただし、学院長が特に必要と認める場合においては、この限りでない。

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月4日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第23号

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則（昭和62年島根県規則第30号）の一部を次のように改

正する。

別表第1備考1中「第5条の4の2第6項」を「第5条の4の2第5項」に改め、同表中備考6及び備考7を削り、備考8を備考6とし、備考9を備考7とする。

別表第3中備考3を削り、備考4を備考3とし、備考5を備考4とし、備考6を備考5とする。

様式第3号中「@」を削る。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の規定（様式第3号の改正規定を除く。）は、令和3年7月分以後の費用徴収について適用する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

---

島根県農林水産業協同組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月4日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 島根県規則第24号

島根県農林水産業協同組合等検査規則の一部を改正する規則

島根県農林水産業協同組合等検査規則（平成18年島根県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第21条第4項」を「第38条第4項」に、「第40条第1項」を「第143条第1項」に改める。

様式第2号表面中「第21条第4項」を「第38条第4項」に、「第40条第1項」を「第143条第1項」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

---

島根県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月4日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 島根県規則第25号

島根県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

島根県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則（令和2年島根県規則第103号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第4号までの様式中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

---

島根県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月4日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県規則第26号

島根県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立都市公園条例施行規則（昭和49年島根県規則第71号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条中「正副2部」を削り、同条を第2条とする。

第4条を削る。

第5条第1項中「事項は」の次に「、公園施設を設けようとする場合にあっては」を加え、同条第2項中「様式第4号」を「様式第3号」に、「様式第5号）正副3部」を「様式第4号）」に改め、同条を第3条とする。

第6条第2項中「様式第6号）正副2部」を「様式第5号）」に改め、同条を第4条とする。

第7条中「様式第7号）正副2部（法第5条第1項後段の規定による変更許可申請にあっては正副3部）」を「様式第6号）」に改め、同条を第5条とする。

第7条の2中「様式第7号の2）正副2部」を「様式第7号）」に改め、同条を第6条とする。

第8条を削り、第9条を第7条とする。

第10条を削る。

第11条第2項中「様式第10号」を「様式第8号」に改め、同条を第8条とする。

第12条中「様式第11号」を「様式第9号」に改め、同条を第9条とする。

第13条第1項中「様式第12号」を「様式第10号」に改め、同条第2項中「様式第13号」を「様式第11号」に改め、同条を第10条とする。

第14条を第11条とし、第15条を第12条とする。

第16条中「第5条、第7条又は第7条の2」を「第3条、第5条又は第6条」に改め、「申請書は」の次に「、正副2部とし」を加え、「して知事に提出」を削り、同条を第13条とする。

様式第1号から様式第6号までの様式を次のように改める。

## 様式第1号（第2条関係）

## 行 為 許 可 申 請 書

年 月 日

県土整備事務所長 様

住 所

申請者

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
商号又は名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

島根県立都市公園条例第3条第1項の規定により都市公園における行為について許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

## 記

都 市 公 園 名	
行 為 の 目 的	
行 為 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
行 為 の 場 所	
行 為 の 内 容	
備 考	

(注) 必要に応じて事業計画書、図面等を添付すること。

## 様式第2号（第2条関係）

## 催 し 許 可 申 請 書

年 月 日

県土整備事務所長 様

住 所

申請者

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
商号又は名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

島根県立都市公園条例第3条第1項の規定により都市公園における催しについて許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

## 記

都 市 公 園 名	
催 し の 目 的	
使 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
催 し の 場 所 ( 面 積 )	別添図面のとおり (                      m <sup>2</sup> )
催 し の 内 容	
運 営 の 方 法	
入 場 料 徴 収 の 有 無	有              無
備 考	

(注) 必要に応じて事業計画書、図面等を添付すること。

様式第3号 (第3条関係)

公園施設設置許可申請書

年 月 日

島根県知事 様

住 所

申請者

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
商号又は名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

都市公園法第5条第1項の規定により公園施設の設置の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

都市公園名	
設置の内容 (公園施設名)	
設置の目的	
設置の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
設置の場所 (面積)	別添図面のとおり ( m <sup>2</sup> )
設置の方法	
公園施設の構造	
工事の着手及び 完了の予定年月日	着手 年 月 日 から 完了 年 月 日 まで

添付書類

- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| 1 事業計画書             | 6 丈量図 (1/300~1/500) |
| 2 位置図 (1/50,000)    | 7 他の権利者の同意書         |
| 3 平面図 (1/300~1/500) | 8 見積概算書             |
| 4 縦断図 ( " )         | 9 その他参考図面           |
| 5 横断図 ( " )         | 10 写真               |

## 様式第4号（第3条関係）

## 公園施設管理許可申請書

年 月 日

島根県知事 様

住 所

申請者

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
商号又は名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

都市公園法第5条第1項の規定により公園施設の管理の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

## 記

都 市 公 園 名	
管 理 の 内 容 (公園施設名)	
管 理 の 目 的	
管 理 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
管 理 の 場 所 ( 面 積 )	別添図面のとおり ( m <sup>2</sup> )
管 理 の 方 法	

(注) 必要に応じて事業計画書、図面等を添付すること。

様式第5号（第4条関係）

公園占用許可申請書  
協議書

年 月 日

県土整備事務所長 様

住 所  
申請者

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
商号又は名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

都市公園法第6条第1項の規定により都市公園を占用したいので、下記のとおり申請  
都市公園法第9条 協 議 します。

記

都市公園名	
占用の目的	
占用の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
占用の場所	別添図面のとおり
占用物件の構造	
占用物件の管理の方法	
工事の着手及び完了の予定年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
備 考	

添付書類

- |                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| 1 事業計画書            | 4 縦断図（1/300～1/500） |
| 2 位置図（1/50,000）    | 5 横断図（ " ）         |
| 3 平面図（1/300～1/500） | 6 丈量図（ " ）         |

様式第6号（第5条関係）

変 更 許 可 申 請 書  
協 議 書

年 月 日

様

住 所  
申請者

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
商号又は名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

島根県立都市公園条例第3条第1項後段  
都市公園法第5条第1項後段  
都市公園法第6条第3項  
都市公園法第9条

の規定により許可事項を変更したいので、下記のとおり 申請  
協議 します。

記

都 市 公 園 名	
許 可 番 号	
許 可 年 月 日	年 月 日
変 更 す る 事 項	
変 更 す る 理 由	
備 考	

(注) 必要に応じて設計書、仕様書、図面等を添付すること。

様式第7号を削る。

様式第7号の2中「第7条の2関係」を「第6条関係」に改め、

「申請者 住 所

氏 名

㊟」

「 住 所

申請者

氏 名

を

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、  
商号又は名称及び代表者の氏名

電話番号

〕に、「下記」を「島根県立都市公園条例第4条第3項の規  
定により、下記」に改め、同様式を様式第7号とする。

様式第8号及び様式第9号を削る。

様式第10号中「第11条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を様式第8号とする。

様式第11号中「第12条関係」を「第9条関係」に改め、「㊟」を削り、同様式を様式第9号とする。

様式第12号中「第13条関係」を「第10条関係」に改め、「㊟」を削り、同様式を様式第10号とする。

様式第13号中「第13条関係」を「第10条関係」に改め、同様式を様式第11号とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の島根県立都市公園条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替って使用することができる。

## 告 示

### 島根県告示第128号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年3月4日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市弥栄町三里イ387-1、イ387-10、イ387-16、イ389-6

2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**島根県告示第129号**

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和4年3月4日

島根県知事 丸 山 達 也

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量

令和3年3月31日 公表

令和3年5月19日 変更

令和3年5月31日 変更

令和3年11月24日 変更

令和4年2月21日 変更

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ（小型魚）

1 島根県に配分された漁獲可能量

101.1トン

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	27.7トン
島根県くろまぐろ（小型魚）沿岸くろまぐろ漁業	72.1トン
島根県くろまぐろ（小型魚）その他の漁業	1.0トン

第2 くろまぐろ（大型魚）

1 島根県に配分された漁獲可能量

30.9トン

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	30.8トン
島根県くろまぐろ（大型魚）沿岸くろまぐろ漁業	0.0トン
島根県くろまぐろ（大型魚）その他の漁業	0.0トン

島根県告示第130号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和4年3月4日

島根県知事 丸山達也

1(1) 届出事項

ア 発起人の住所及び氏名

松江市鹿島町御津462-4 小笹伸明

〃 494 中村訓久

〃 889-1 佐々木伸幸

イ 加入区

御津加入区

ウ 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

(2) 指定漁船調書の縦覧

ア 縦覧期間

告示の日から15日間

イ 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

2(1) 届出事項

ア 発起人の住所及び氏名

出雲市小伊津町1548 金築義信

〃 塩津町236 松村宏美

〃 坂浦町530-1 郷原豊美

イ 加入区

平田市加入区

ウ 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

(2) 指定漁船調書の縦覧

ア 縦覧期間

告示の日から15日間

イ 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

---

**島根県告示第131号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第165条の3第1項の規定により次のとおり事務を委託したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第56条の2第1項の規定により告示する。

令和4年3月4日

島根県知事 丸 山 達 也

1 委託した者の住所及び名称

島根県松江市朝日町477-17

株式会社 J T B 山陰支店

2 委託した支払金等の種類及び事務の内容

島根県飲食店等時短要請協力金支給要綱に基づく島根県飲食店等時短要請協力金の申請受付及び支払に関連した事務（支給決定に係る事務を除く。）

3 委託の開始年月日

令和4年1月25日

---

**島根県告示第132号**

島根県個別労働関係紛争のあっせん等に関する要綱（平成13年島根県告示第894号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月4日

島根県知事 丸 山 達 也

第4条第3号を次のように改める。

(3) 法令に基づき他の機関において、指導等の手続が進行しているもの又は既に一定の判断が示されたもの

第4条中第4号から第8号までを削り、第9号を第4号とする。

第5条第2項中「前条ただし書及び同条第8号」を「同条ただし書及び第4号」に改める。

第7条第2項中「前項」の次に「の規定」を加える。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第47条の職員

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1号を加える。

（不利益取扱いの禁止）

**第9条** 知事は、労働者があつせんの申請をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしないよう、使用者に求めるものとする。

#### 附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

### 島根県告示第133号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

令和4年3月4日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 免許年月日

令和4年2月21日

#### 2 免許受人

島根県松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 丸山達也

#### 3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

##### (1) 埋立区域

##### ア 位置

##### A区域

島根県浜田市熱田町1679番から同1671番2を経て同1665番2に至る間の土地に接する国有海浜地の地先公有水面

##### B区域

島根県浜田市熱田町785番2に接する道に接する国有海浜地から同782番に接する道を経て同2076番に至る間の地先公有水面

##### イ 区域

##### A区域

次の1の地点と8の地点までを順次結んだ線及び1の地点と8の地点とを結ぶ令和2年の秋分の満潮位（TP+0.54メートル）における公有水面と国有海浜地との境界線により囲まれた区域

基準点 島根県浜田市熱田町1253番3 四等三角点「神田平」（北緯34度52分04.2774秒、東経132度03分14.1059秒）

1の地点 基準点から323度51分58秒、443.48メートルの地点

2の地点 1の地点から81度10分56秒、5.54メートルの地点

3の地点 2の地点から80度44分50秒、3.73メートルの地点

- 4の地点 3の地点から170度27分44秒、0.37メートルの地点  
5の地点 4の地点から80度33分43秒、156.24メートルの地点  
6の地点 5の地点から350度36分48秒、0.37メートルの地点  
7の地点 6の地点から80度33分40秒、17.65メートルの地点  
8の地点 7の地点から80度18分27秒、5.24メートルの地点

## B区域

次の9の地点と21の地点までを順次に結んだ線、21の地点と22の地点とを結ぶ令和2年の秋分の満潮位（TP+0.54メートル）における公有水面と陸地との境界線及び9の地点と22の地点とを結ぶ令和2年の秋分の満潮位における公有水面と国有海浜地との境界線により囲まれた区域

基準点 島根県浜田市熱田町1253番3 四等三角点「神田平」（北緯34度52分04.2774秒、東経132度03分14.1059秒）

- 9の地点 基準点から21度33分32秒、565.11メートルの地点  
10の地点 9の地点から48度28分51秒、15.06メートルの地点  
11の地点 10の地点から46度44分18秒、9.79メートルの地点  
12の地点 11の地点から45度00分45秒、9.63メートルの地点  
13の地点 12の地点から42度58分10秒、10.24メートルの地点  
14の地点 13の地点から41度00分06秒、9.36メートルの地点  
15の地点 14の地点から39度04分47秒、19.75メートルの地点  
16の地点 15の地点から38度16分15秒、5.84メートルの地点  
17の地点 16の地点から30度20分35秒、14.28メートルの地点  
18の地点 17の地点から30度20分31秒、20.19メートルの地点  
19の地点 18の地点から30度20分52秒、1.58メートルの地点  
20の地点 19の地点から300度59分55秒、1.98メートルの地点  
21の地点 20の地点から30度20分38秒、4.66メートルの地点  
22の地点 21の地点から200度01分21秒、71.07メートルの地点

## ウ 面積

- A区域 1,560.58平方メートル  
B区域 1,070.52平方メートル  
合計 2,631.10平方メートル

## (2) 埋立てに関する工事の施行区域

## ア 位置

## A区域

島根県浜田市熱田町1680番から同1671番2を経て同1666番に至る間の土地に接する国有海浜地、同1674番1、同1673番及び同1671番2の地内並びに同1680番から同1671番2を経て同1666番に至る間の土地に接する国有海浜地の地先公有水面

## B区域

島根県浜田市熱田町801番17、同785番2、同801番17と同785番2に接する道、同801番17から同785番2を経て同782番に接する道に接する国有海浜地、同782番、同782番に接する道、同782番から同2076番を経て同2078番に至る間の土地に接する道、同2076番及び同2078番の地内並びに同801番17に接する道に接する国有海浜地から同782番に接する道を経て同2078番に至る間の地先公有水面

## イ 区域

## A区域

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とヲの地点とを結んだ線により囲まれた区域

基準点 島根県浜田市熱田町1253番3 四等三角点「神田平」(北緯34度52分04.2774秒、東経132度03分

14.1059秒)

アの地点 基準点から321度41分08秒、434.35メートルの地点  
イの地点 アの地点から352度25分06秒、92.22メートルの地点  
ウの地点 イの地点から90度18分51秒、46.50メートルの地点  
エの地点 ウの地点から82度38分48秒、20.55メートルの地点  
オの地点 エの地点から78度16分25秒、60.72メートルの地点  
カの地点 オの地点から73度50分28秒、77.41メートルの地点  
キの地点 カの地点から169度05分39秒、92.00メートルの地点  
クの地点 キの地点から255度28分20秒、0.31メートルの地点  
ケの地点 クの地点から256度06分27秒、1.74メートルの地点  
コの地点 ケの地点から255度52分15秒、17.20メートルの地点  
サの地点 コの地点から255度42分20秒、13.30メートルの地点  
シの地点 サの地点から260度07分07秒、20.66メートルの地点  
スの地点 シの地点から248度29分59秒、5.51メートルの地点  
セの地点 スの地点から247度17分08秒、0.70メートルの地点  
ソの地点 セの地点から247度55分41秒、1.38メートルの地点  
タの地点 ソの地点から191度58分46秒、4.16メートルの地点  
チの地点 タの地点から200度40分06秒、1.97メートルの地点  
ツの地点 チの地点から221度10分45秒、2.43メートルの地点  
テの地点 ツの地点から230度04分40秒、1.45メートルの地点  
トの地点 テの地点から237度25分47秒、1.38メートルの地点  
ナの地点 トの地点から250度24分07秒、5.47メートルの地点  
ニの地点 ナの地点から261度54分29秒、2.33メートルの地点  
ヌの地点 ニの地点から261度03分58秒、5.47メートルの地点  
ネの地点 ヌの地点から266度42分00秒、3.54メートルの地点  
ノの地点 ネの地点から266度39分58秒、10.01メートルの地点  
ハの地点 ノの地点から266度56分44秒、10.04メートルの地点  
ヒの地点 ハの地点から265度27分15秒、0.90メートルの地点  
フの地点 ヒの地点から262度04分44秒、2.48メートルの地点  
ヘの地点 フの地点から261度08分14秒、2.36メートルの地点  
ホの地点 ヘの地点から258度35分33秒、3.45メートルの地点  
マの地点 ホの地点から262度00分07秒、4.23メートルの地点  
ミの地点 マの地点から264度04分13秒、3.90メートルの地点  
ムの地点 ミの地点から173度07分51秒、2.67メートルの地点  
メの地点 ムの地点から265度38分14秒、7.69メートルの地点  
モの地点 メの地点から356度28分30秒、2.93メートルの地点  
ヤの地点 モの地点から323度00分33秒、1.14メートルの地点  
ユの地点 ヤの地点から265度46分02秒、9.85メートルの地点  
ヨの地点 ユの地点から268度07分31秒、5.29メートルの地点  
ラの地点 ヨの地点から269度36分31秒、1.03メートルの地点

リの地点 ラの地点から262度07分49秒、9.98メートルの地点  
 ルの地点 リの地点から263度33分19秒、13.03メートルの地点  
 レの地点 ルの地点から263度32分44秒、8.86メートルの地点  
 ロの地点 レの地点から264度33分17秒、8.36メートルの地点  
 ワの地点 ロの地点から265度26分02秒、10.69メートルの地点  
 ヲの地点 ワの地点から265度24分24秒、7.97メートルの地点

## B区域

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とカ'の地点とを結んだ線により囲まれた区域

基準点 島根県浜田市熱田町1253番3 四等三角点「神田平」(北緯34度52分04.2774秒、東経132度03分  
 14.1059秒)

ンの地点 基準点から22度44分45秒、547.61メートルの地点  
 あの地点 ンの地点から320度17分53秒、70.57メートルの地点  
 いの地点 あの地点から59度38分25秒、21.12メートルの地点  
 うの地点 いの地点から51度00分46秒、45.63メートルの地点  
 えの地点 うの地点から31度18分58秒、81.66メートルの地点  
 おの地点 えの地点から128度14分29秒、63.98メートルの地点  
 かの地点 おの地点から218度34分52秒、11.94メートルの地点  
 きの地点 かの地点から216度27分30秒、6.29メートルの地点  
 くの地点 きの地点から212度19分59秒、11.48メートルの地点  
 けの地点 くの地点から208度24分53秒、12.25メートルの地点  
 この地点 けの地点から200度37分49秒、12.18メートルの地点  
 さの地点 この地点から201度06分26秒、20.62メートルの地点  
 しの地点 さの地点から192度38分33秒、14.91メートルの地点  
 すの地点 しの地点から196度09分28秒、9.93メートルの地点  
 せの地点 すの地点から190度10分26秒、0.86メートルの地点  
 その地点 せの地点から277度55分19秒、7.98メートルの地点  
 たの地点 その地点から203度05分46秒、1.98メートルの地点  
 ちの地点 たの地点から293度18分04秒、0.22メートルの地点  
 つの地点 ちの地点から329度46分41秒、0.36メートルの地点  
 ての地点 つの地点から240度46分02秒、0.50メートルの地点  
 との地点 ての地点から230度40分39秒、0.73メートルの地点  
 なの地点 との地点から329度17分01秒、6.60メートルの地点  
 にの地点 なの地点から309度43分20秒、0.79メートルの地点  
 ぬの地点 にの地点から248度17分24秒、1.86メートルの地点  
 ねの地点 ぬの地点から196度29分17秒、3.90メートルの地点  
 のの地点 ねの地点から312度46分09秒、7.52メートルの地点  
 はの地点 のの地点から224度23分31秒、1.20メートルの地点  
 ひの地点 はの地点から223度52分51秒、11.91メートルの地点  
 ふの地点 ひの地点から134度22分30秒、0.19メートルの地点  
 への地点 ふの地点から224度14分06秒、0.90メートルの地点  
 ほの地点 への地点から314度24分34秒、0.21メートルの地点  
 まの地点 ほの地点から225度13分42秒、0.18メートルの地点

みの地点 まの地点から138度14分47秒、0.91メートルの地点  
 むの地点 みの地点から225度38分40秒、12.07メートルの地点  
 めの地点 むの地点から232度30分26秒、0.37メートルの地点  
 もの地点 めの地点から141度47分13秒、3.75メートルの地点  
 やの地点 もの地点から52度57分03秒、0.13メートルの地点  
 ゆの地点 やの地点から142度40分19秒、0.90メートルの地点  
 よの地点 ゆの地点から232度40分19秒、0.90メートルの地点  
 らの地点 よの地点から322度54分06秒、0.20メートルの地点  
 りの地点 らの地点から232度31分50秒、0.46メートルの地点  
 るの地点 りの地点から137度27分11秒、0.58メートルの地点  
 れの地点 るの地点から227度31分14秒、2.38メートルの地点  
 ろの地点 れの地点から272度31分53秒、1.25メートルの地点  
 わの地点 ろの地点から233度24分09秒、3.16メートルの地点  
 をの地点 わの地点から143度21分36秒、0.20メートルの地点  
 んの地点 をの地点から233度21分34秒、0.90メートルの地点  
 ア' の地点 んの地点から323度18分05秒、0.20メートルの地点  
 イ' の地点 ア' の地点から233度24分27秒、8.88メートルの地点  
 ウ' の地点 イ' の地点から235度40分51秒、4.65メートルの地点  
 エ' の地点 ウ' の地点から145度59分33秒、0.30メートルの地点  
 オ' の地点 エ' の地点から235度51分43秒、1.10メートルの地点  
 カ' の地点 オ' の地点から325度53分08秒、0.30メートルの地点

#### ウ 面積

A区域 18,918.85平方メートル

B区域 10,262.87平方メートル

合計 29,181.72平方メートル

#### 4 埋立地の用途

道路用地

## 訓

## 令

### 島根県訓令第1号

会 計 課

審査指導課

島根県会計事務決裁規程（昭和47年島根県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月4日

島根県知事 丸 山 達 也

別表第2第1号グループリーダー専決事項の欄中「工事請負費（1件1,000万円未満のものに限る。）」の次に「、公有財産購入費（公共事業の用地取得費に係るものであって、1件1,000万円未満のものに限る。）、補償、補填及び賠償金（公共事業の補償金に係るものであって、1件1,000万円未満のものに限る。）」を加える。

#### 附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

## 公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和4年2月16日に終了した旨農林水産省中国四国農政局中国土地改良調査管理事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年3月4日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和4年1月20日から同年2月16日まで

3 作業地域

益田市

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和4年3月4日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

1 件名及び数量

島根県立中央病院の電力調達 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営部施設管理課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 落札者を決定した日

令和4年2月15日

4 落札者の氏名及び住所

中国電力株式会社 販売事業本部 部長（ビジネスソリューション） 須田 芳之 広島県広島市中区小町4番33号

5 落札金額

555,633,269円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和3年12月24日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第

83号) 第9条の規定により公告する。

令和4年3月4日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

- 1 件名及び数量  
松江工業高等学校バーチャル溶接機 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県教育庁教育施設課 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日  
令和3年12月22日
- 4 落札者の氏名及び住所  
協同組合島根県鐵工会 代表理事 児玉 泰州 島根県松江市西津田一丁目9番50号
- 5 落札金額  
66,000,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日  
令和3年11月12日

**教 育 長 訓 令**

島根県教育委員会教育長訓令第1号

本 庁  
教 育 事 務 所  
埋蔵文化財調査センター  
教 育 機 関  
県 立 学 校

島根県教育委員会職員被服等貸与規程 (昭和47年島根県教育委員会教育長訓令第4号) の一部を次のように改正する。

令和4年3月4日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

別表2の表主任校務技術員、主任介助員、校務技術員及び介助員並びにこれらの者と勤務実態等が同等と認められる非常勤の嘱託員の項中「主任校務技術員、主任介助員、校務技術員及び介助員」を「校務技術業務及び介助業務に従事する職員」に、「非常勤の嘱託員」を「会計年度任用職員 (会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例 (平成31年島根県条例第9号) 別表第1に規定する一般業務に従事する者をいう。次項において同じ。)」に改め、同表栄養教諭、学校栄養専門員、主任学校栄養士、学校栄養士、主任調理師及び調理師並びに主任調理師及び調理師と勤務実態等が同等と認められる非常勤の嘱託員の項中「主任調理師及び調理師並びに主任調理師及び調理師」を「調理業務に従事する職員及びこの者」に、「非常勤の嘱託員」を「会計年度任用職員」に改める。

様式第1号中

貸与品目	規格	数量	職	氏名	印	要求事由

--	--	--	--	--	--	--

」

を

「

貸与品目	規格	数量	職	氏名	要求事由

」

に改める。

様式第2号、様式第3号及び様式第4号中「㊟」を削る。

様式第5号中

「

貸与品目	規格	数量	貸与期間	職	氏名	印

」

を

「

貸与品目	規格	数量	貸与期間	職	氏名

」

に改める。

様式第6号中

「

貸与品目	規格	事由	職	氏名	印

--	--	--	--	--	--

」

を

「

貸 与 品 目	規 格	事 由	職	氏 名

」

に改める。

様式第7号及び様式第8号中「㊟」を削る。

**附 則**

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。